

# 「高額かつ長期」の申請のご案内

長野県

月額自己負担上限額が 10,000 円以上の方（受給者証の階層区分が一般所得Ⅰ、一般所得Ⅱ、上位所得）が下記の「高額かつ長期」の基準に該当する場合は、月額自己負担上限額が軽減される制度です。

## ＝高額かつ長期の認定基準＝

支給認定を受けた日以降の特定疾病に係る医療費総額（10 割分）が 5 万円を超える月が、高額かつ長期の申請を行う日が属する月以前の 12 月以内に 6 月以上あること。

※支給認定を受けている期間に受けた医療費が対象です。

## ○月額自己負担上限額表

単位：円

	患者負担割合：2割（現在1割の方は1割）		
	自己負担限度額 （外来＋入院＋薬代＋介護給付費）		
	一般	高額かつ 長期	人工呼吸器等 装着者
要保護者	0	0	0
低所得Ⅰ	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	10,000	5,000	臨床調査個人票に人工呼吸器等装着者であることの記載があり、認定基準を満たしている場合に適用されます。
一般所得Ⅱ	20,000	10,000	
上位所得	30,000	20,000	
入院時の食事	全額自己負担		

※認定を受けると申請書を提出した翌月 1 日から自己負担上限額が軽減されます。

## 1 申請に必要な書類

### ①長野県特定疾病医療費支給認定申請書（変更）

自己負担上限額の特例の「高額かつ長期」の項目にチェック☑を入れてください。

### ②医療費総額が5万円を超えている月が6月以上あることが確認できるもの。

#### （1）自己負担上限額管理票のコピー

※自己負担上限額管理票をお持ちの方は、医療費総額欄の合計が 5 万円を超える月があるか確認してください。

#### （2）医療費申告書（6ヵ月分）

※領収書・診療明細書、調剤明細書等のコピーを添付（特定疾病にかかる医療費総額（点数）が確認できるもの）

（1）または（2）をご用意ください。（1）、（2）の組み合わせも可。

## 2 特定疾病に係る医療費総額

医療費総額には認定された特定疾病に係る医療費（介護サービス）を含みますが、入院時食事（生活）療養標準負担額は除きます。